

国保制度改正に伴う今後の予定等について

★ 新国民健康保険制度の概要

1. 趣旨

国民健康保険が抱える構造的問題（年齢構成が高く医療費水準が高い、所得水準が低い、保険料負担が重い等）の解決を図り、国民健康保険制度を将来にわたって持続可能な制度として改正され、平成30年4月より新しい国民健康保険制度が始まりました。

2. 目的

- 県を保険者に加え、財政運営を都道府県単位化し国保財政運営の安定化を図る。
- 県は国保運営方針を定め、県及び市町村の共通認識による一体化の推進と市町村事務遂行の効率化・標準化を図る。

3. 改革の内容

(1)国等の交付拡充による財政基盤の強化

(2)都道府県単位の財政運営による事業運営の安定化

- 都道府県が市町村とともに共同運営（役割分担の明確化）

【都道府県】財政運営の責任主体（保険給付費総額の見込み、納付金の決定・徴収、保険給付費等の交付）

【市町村】住民に身近な業務運営（保険料【税】率の決定・賦課徴収、資格管理、保険給付、保健事業等）

- 納付金制度導入による財政運営

市町村単位（被保険者個人の支え合い）⇒ 県単位（市町村間の支え合い）へ

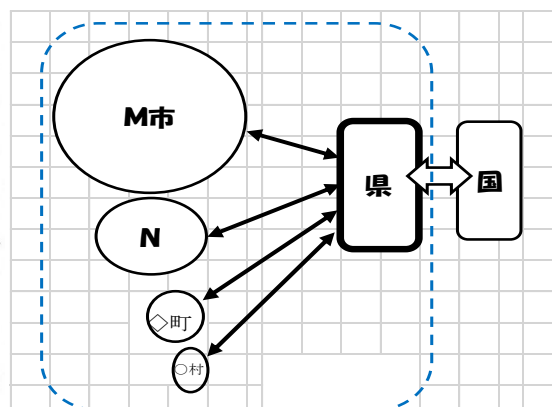
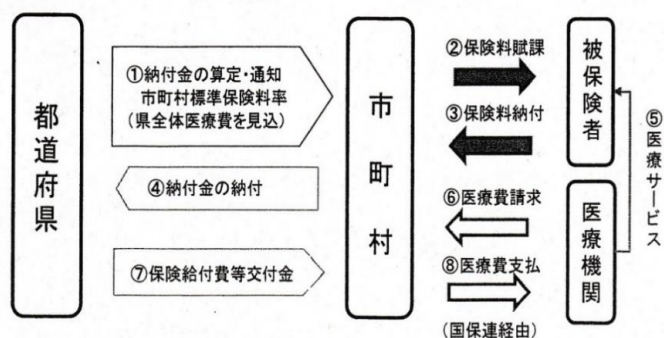
市町村の被保険者数・所得に応じ按分し、医療費水準を反映させる

- 都道府県単位の運営により保険給付費の急増に対応

小規模市町村（保険者）にメリット

都道府県の主な役割 【国保財政運営について県内市町村の中心的な役割】	市町村の主な役割 【被保険者の実情を把握したうえで、地域におけるきめ細かい事業を行う】
・国保財政運営の責任主体	・国保事業費納付金を都道府県に納付
・国保運営奉仕に基づき、事務の効率化、標準化、広域化を推進	・資格を管理（被保険者証等の発行）
・市町村ごとの納付金・標準保険料率を算定	・標準保険料率を参考に保険料率を決定し保険料（税）の賦課・徴収
・保険給付に必要な費用を市町村に支払う	・保険給付の決定、保健事業の実施

【新たな財政運営の仕組み】



※都道府県及び市町村が国保特別会計を設置

4. 国保事業費納付金の算定について

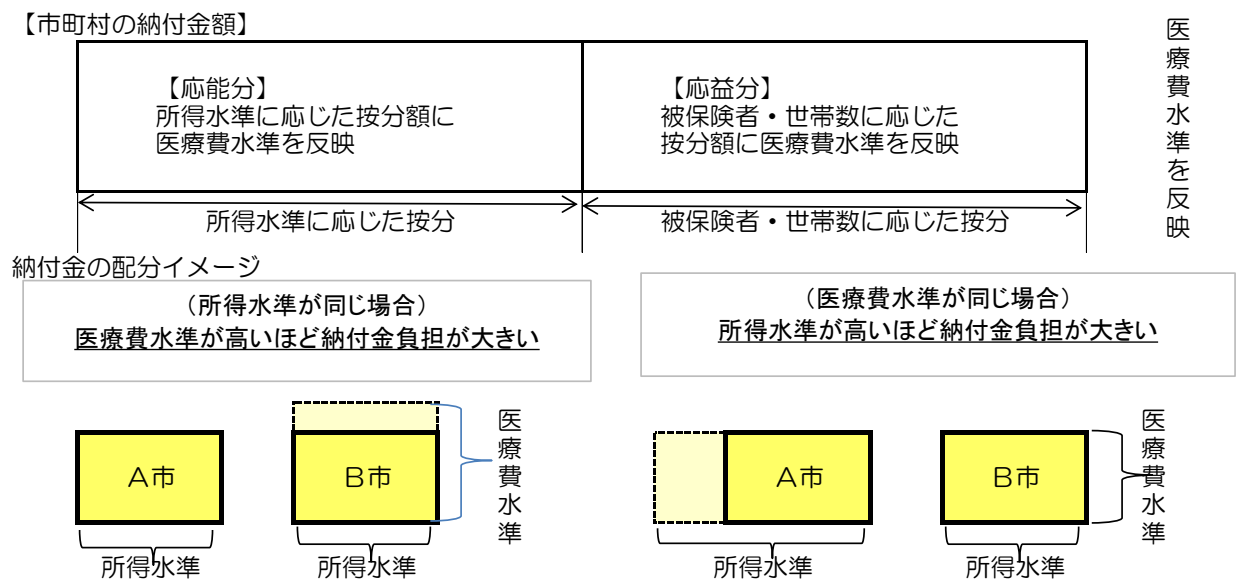
県内で保険料負担を公平に支え合うため、県により市町村ごとに国保事業費納付金が決定されます。
市町村はこれを県に納付します。

○納付金額は次の3つの指標をもとに配分

- ①被保険者に応じた按分【長野県は運営方針により被保険者数と世帯数】
- ②所得水準に応じた按分(所得水準が高い市町村多く:応能負担)
- ③医療費水準の反映(医療費が高い市町村は多く:応益負担)

○納付金の配分(イメージ)

- ①県全体の保険給付費総額から公費等を控除して納付金額を算定
- ②納付金額の配分 市町村ごとの所得【応能分】、被保険者数・世帯数【応益分】により按分して医療費水準を反映
※【長野県】応能:応益 = およそ49:51で按分し、医療費水準は全て反映させる



5. 市町村標準保険料率について

- 県の標準的な保険料の算定方式は運営方針により3方式(①所得割 ②均等割 ③平等割)を用いて算定。
- これまで県内の多くの市町村は4方式(①所得割 ②資産割 ③均等割 ④平等割)で保険料(税)を決定しているため、県は市町村に対し、3方式と4方式の2種類の標準保険料率を通知する。
- 市町村は、県の標準保険料率を参考に、市町村独自の算定基準で保険料(税)率を決定する。

※ 飯山市は4方式により算定している。

- 県から示される納付金額・標準保険料率についてのスケジュールは今のところ昨年同様の見込み

※【県⇒市町村】11月中旬・・・納付金等試算結果の提供、1月下旬・・・納付金額等確定通知

★ 今後の協議事項に向けて

長野県は「将来的な保険料水準の統一に向けて、中長期的には①市町村毎の医療費水準の保険料負担への反映度の引き下げ、②県が示す標準保険料率に沿った各市町村の保険料率設定、③法定外一般会計繰入の解消を進める」としており、保険料水準の統一に向けたロードマップについて、市町村と意見交換しながら、運営方針の次期改定時期(3年後)までに検討するとしています。

飯山市では、現行上記の4方式で国保税を課税していますが、資産割の比重が高いものとなっています。このことについて、国保税に占める資産割の段階的引下げ解消を図りつつ、県が示す国保事業費納付金を確保できるよう国保税額の改定を今年度実施しました。



引き続き来年度に向けて、適正な国民健康保険税の課税率等について検討を進めていきます。

国民健康保険税 各市の状況【県内19市】平成30年度

	医療費分						後期高齢者支援分						介護納付金分						医療+後期+介護											
	所得割 %	順位	資産割 %	順位	均等割 円	順位	所得割 %	順位	資産割 %	順位	均等割 円	順位	所得割 %	順位	資産割 %	順位	均等割 円	順位	所得割 %	順位	資産割 %	順位	均等割 円	順位	所得割 %	順位				
1 長野市	7.90	18	0.00	1	17,760	5	2.80	13	0.00	1	6,240	4	7,560	13	2.60	15	0.00	1	8,760	15	7,080	16	13.30	18	0.00	1	32,760	6	34,320	8
2 松本市	9.10	19	0.00	1	18,800	9	3.20	19	0.00	1	6,500	5	7,400	12	2.60	15	0.00	1	6,400	3	6,700	10	14.90	19	0.00	1	31,700	3	36,800	15
3 上田市	7.09	11	8.00	7	22,400	17	2.44	10	0.00	1	7,500	9	6,700	8	2.50	14	0.00	1	6,000	1	6,000	4	12.03	12	8.00	6	35,900	14	34,600	10
4 岡谷市	7.47	15	19.15	15	17,400	3	2.27	5	4.51	12	6,800	6	5,600	3	1.84	4	3.95	10	6,100	2	5,100	1	11.58	9	27.61	15	30,300	1	27,100	1
5 飯田市	6.60	8	0.00	1	16,500	2	3.05	18	0.00	1	10,600	18	0	1	2.70	17	0.00	1	8,600	14	6,800	11	12.35	15	0.00	1	35,700	13	27,800	2
6 諏訪市	7.20	12	22.30	17	19,000	10	2.70	11	7.30	16	8,000	13	9,500	18	1.70	1	7.10	19	7,000	5	6,000	4	11.60	10	36.70	17	34,000	8	37,500	18
7 須坂市	7.40	14	0.00	1	19,000	10	2.90	15	0.00	1	6,000	1	6,000	4	2.10	8	0.00	1	8,000	11	7,000	12	12.40	16	0.00	1	33,000	7	32,000	5
8 小諸市	6.00	4	7.00	6	18,000	6	2.90	15	3.00	9	8,500	15	7,000	9	3.20	19	4.50	12	9,000	16	8,000	18	12.10	13	14.50	7	35,500	12	35,000	12
9 伊那市	5.60	2	11.00	8	20,000	14	2.20	3	4.00	10	6,000	1	6,000	4	1.90	7	5.00	15	8,000	11	7,000	12	9.70	1	20.00	9	34,000	8	34,000	7
10 駒ヶ根市	7.30	13	16.00	11	18,000	6	2.85	14	4.00	10	7,400	8	6,500	7	2.19	10	7.00	18	7,300	7	6,400	9	12.34	14	27.00	13	32,700	5	32,900	6
11 中野市	6.70	9	18.00	13	26,600	19	2.00	2	7.80	17	8,600	16	7,600	14	1.70	1	4.70	14	9,200	19	5,700	2	10.40	4	30.50	16	44,400	19	36,500	14
12 大町市	5.90	3	22.00	16	18,000	6	2.40	8	0.00	1	11,000	19	0	1	2.20	11	2.00	8	8,000	11	7,000	12	10.50	5	24.00	11	37,000	15	31,000	3
13 飯山市	6.00	4	23.30	18	16,100	1	2.90	15	11.70	19	8,000	13	8,500	15	2.20	11	5.30	16	6,800	4	5,800	3	11.10	8	40.30	18	30,900	2	31,100	4
14 茅野市	6.47	6	13.00	10	19,200	12	1.93	1	6.00	15	7,500	9	8,600	16	1.87	6	5.70	17	7,700	9	6,000	4	10.27	3	24.70	12	34,400	11	34,600	10
15 塩尻市	6.74	10	0.00	1	23,100	18	2.21	4	0.00	1	7,900	12	7,300	11	1.86	5	0.00	1	7,900	10	6,100	7	10.81	6	0.00	1	38,900	18	37,100	17
16 佐久市	7.60	16	16.00	11	21,300	16	2.75	12	2.90	8	7,300	7	8,700	17	2.75	18	3.00	9	9,000	16	7,300	17	13.10	17	21.90	10	37,600	17	41,400	19
17 千曲市	7.70	17	18.00	13	19,500	13	2.40	8	5.30	14	7,500	9	7,200	10	1.80	3	4.20	11	7,300	7	6,300	8	11.90	11	27.50	14	34,300	10	35,500	13
18 東御市	6.50	7	28.00	19	17,500	4	2.30	6	9.40	18	6,000	1	6,000	4	2.10	8	4.50	12	9,000	16	9,000	19	10.90	7	41.90	19	32,500	4	34,500	9
19 安曇野市	5.30	1	12.00	9	20,400	15	2.30	6	5.00	13	9,600	17	9,600	19	2.20	11	0.00	1	7,000	5	7,000	12	9.80	2	17.00	8	37,000	15	37,000	16
平均(飯山市除く)	6.92		11.69		19,581		2.53		3.29		7,719		6,514		2.21		2.869		7,792		6,693		11.67		17.85		35,092		34,423	

※ 順位の数字が小さいほど、割合または金額が少ない

令和元年度 納付金及び標準保険料率算定に伴うスケジュール（予定）

時期		長野県	飯山市
令和元年 11月	上旬		
	中旬	第1回 長野県国民健康保険運営協議会 ・令和2年度納付金等算定について	
	下旬	令和2年度市町村納付金試算結果提供	
12月	上旬		
	中旬		
	下旬		運営協議会 ・県から示された試算結果等に基づき「納付金額に伴う財源」について、市から諮問を受け、検討を行う。
令和2年 1月	上旬		
	中旬	令和2年度市町村納付金等確定通知	
	下旬		運営協議会 ・前回検討結果、及び県からの「確定納付金通知」を踏まえ再検討を行い、答申内容を検討する。
2月	上旬	第2回 長野県国民健康保険運営協議会 ・令和2年度納付金等算定結果について	
	中旬		運営協議会 ・市長へ答申を行う。
	下旬		市 ・市の「納付金額に伴う財源」の決定
3月	上旬		議会全員協議会へ報告
	中旬	令和2年度予算(案)成立	3月議会 令和2年度条例改正等
	下旬		令和2年度予算(案)成立